

◎新潟県告示第414号

行政書士法（昭和26年法律第4号。以下「法」という。）第14条の規定に基づき、次のとおり行政書士に対する処分をした。

平成29年4月4日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 処分を受けた行政書士の氏名及び事務所の所在地

(1) 氏名 牧口 友重

(2) 事務所の所在地 上越市昭和町2丁目4番10号

2 処分をした年月日 平成29年3月27日

3 処分の内容 戒告

4 処分の理由 牧口行政書士は、司法書士会に入会している司法書士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、業として、依頼人から依頼を受けて、平成26年4月15日頃から平成27年6月21日頃までの間、2回にわたり、法務局又は地方法務局に提出する書類である所有権移転を登記の目的とする登記申請書を作成し、司法書士の業務を行った。このことにより、平成28年7月29日に高田簡易裁判所から司法書士法違反で罰金60万円の略式命令をされている。

以上のことが、行政書士が他の法律において制限された業務を行うことを禁止する、法第1条の2第2項の規定に違反すると認められる。